

独立行政法人大学入試センターの 評価等に関する有識者会合について

令和 5 年 6 月 1 4 日
高等教育局長決定

1 趣旨

「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」（平成 2 7 年 6 月 3 0 日文部科学大臣決定）に基づき、独立行政法人大学入試センターの評価等に関して、外部有識者の知見を活用するため、独立行政法人大学入試センターの評価等に関する有識者会合（以下「有識者会合」という。）を開催する。

2 知見を活用する事項

外部有識者の知見を活用する事項は、以下のとおりとする。

- （１）中期目標の策定及び変更
- （２）中期計画及び中期計画の変更についての認可
- （３）中期計画の変更の命令
- （４）年度評価、見込評価及び期間実績評価
- （５）評価結果に基づいて命ずる、法人が講ずべき措置
- （６）中期目標期間終了時の所要の措置についての意見
- （７）その他の評価等に関する事項

3 実施体制

有識者会合は、別紙に掲げる有識者をもって構成する。有識者会合には座長を置き、有識者の互選によってこれを定める。

なお、必要に応じ、当該有識者以外の者の協力を得ることができる。

4 実施期間

令和 5 年 6 月 1 4 日から令和 7 年 5 月 3 1 日までとする。

5 その他

有識者会合の庶務は、大臣官房政策課政策推進室の協力を得て、大学教育・入試課において行う。

独立行政法人大学入試センターの
評価等に関する有識者会合 有識者一覧

上 原	一 孝	埼玉県立川口高等学校校長
小 方	直 幸	香川大学教育学部教授
杉 谷	祐美子	青山学院大学教育人間科学部教授
徳 間	亜紀子	徳間公認会計士事務所所長

(五十音順、敬称略)

独立行政法人大学入試センターの
評価等に関する有識者会合の公開について

令和 5 年 6 月 1 4 日
高等教育局長決定

(趣旨)

第 1 条 独立行政法人大学入試センターの評価等に関する有識者会合
(以下「有識者会合」という。)の公開の手續その他有識者会合の
公開に関し必要な事項は、以下に定めるところによる。

(会合の公開)

第 2 条 有識者会合は、原則として公開とする。ただし、人事に係る
案件、独立行政法人の業務の実績に関する評価その他議事の円滑な
実施に影響が生じるものとして、有識者会合において非公開とする
ことが適当であると認める案件については、この限りでない。

(会合の傍聴)

第 3 条 有識者会合を傍聴しようとする者は、あらかじめ、高等教育局
大学教育・入試課の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者(以下「登録傍聴人」という。)は、高等
教育局大学教育・入試課が許可した場合を除き、有識者会合を撮影
し、録画し若しくは録音してはならない。

3 登録傍聴人は、有識者会合の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴
人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。

(会合資料の公表)

第 4 条 有識者会合において配布した資料は、原則としてこれを公表
する。ただし、有識者会合を非公開とすることとされた案件に係る
ものについては、有識者会合の座長が会合に諮った上で、当該資料
を非公表とすることができる。

(議事要旨等の公表)

第 5 条 有識者会合の議事要旨等を作成し、原則としてこれを公表す
る。